

関係者各位

豊田市役所 福祉総合相談課長 大内 紀哉

令和 4 年度 高齢者虐待・障がい者虐待対応合同研修の実施について（御案内）

日頃は当市の福祉行政に格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当市でも複合的な問題での虐待ケースの割合が多くなり、このような世帯へは虐待対応の支援に限らず、世帯全体への総合的な支援が必要となります。

つきましては、高齢者虐待、障がい者虐待を対応するそれぞれの関係機関が垣根をとり、地域での虐待対応の連携強化を図るきっかけとするため、下記のとおり合同研修を開催します。御多忙の折恐縮ですが、御出席のほどよろしくお願いします。

記

1 目 的

- (1) 高齢者虐待、障がい者虐待の垣根をとり、地域での虐待対応の連携強化を図る。
- (2) 高齢者虐待、障がい者虐待の基本やそれぞれの立場での役割について理解する。
- (3) グループワークでの事例検討を通じて、関係機関の連携や役割の理解、情報共有を図る。

2 日 時 令和 4 年 8 月 1 5 日（月）午後 1 時 3 0 分～ 4 時 3 0 分

3 場 所 豊田市役所東庁舎 7 階 大会議室 1, 2

4 定 員 8 0 名程度（各日）

5 内 容

- (1) 講義：障がい者サービス、高齢者サービスのちがい、高齢者虐待・障がい者虐待の基本
- (2) グループワーク：虐待事例を通じてグループワーク及び 情報交換

6 講 師 塚本 鋭裕（つかもと としひろ）氏

日本社会福祉士会 権利擁護委員会委員、障害者福祉施設サンサン大府 所長

7 出席依頼先

(1) 豊田市職員

福祉総合相談課、高齢福祉課、介護保険課（介護認定調査員を含む）、生活福祉課、地域保健課、障がい福祉課

(2) 基幹包括支援センター

(3) 地域包括支援センター職員

(4) 介護支援専門員

(5) 障がい相談支援事業所

(6) 医療機関相談員（MSW）

(7) 成年後見支援センター職員

8 その他

新型コロナウイルス感染の拡大状況によっては、研修会の延期または中止の可能性もありますので、御了承ください。

9 申込み方法・期限

【庁内関係課】 庁内メール

【庁外関係機関】 F A Xまたは電話

※基幹・地域包括支援センターはサイボウズによる書込みメール

【申込み期限】

令和4年8月5日（金）午後5時

＜問合せ先＞ 豊田市 福祉総合相談課 地域共生担当 浅井、石川
電 話 34-6791 F A X 33-2940

(各関係機関→福祉総合相談課)

豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 石川 行

FAX 0565-33-2940

「令和4年度 高齢者虐待・障がい者虐待対応合同研修」参加申込書

所属	
連絡先	

見出しの研修について、下記のとおり申し込みます。

☐ 8月15日(月)

所属	職種	氏名

【申込み期限】

令和4年8月5日(金)午後5時

【庁内関係課】 庁内メールにて申込み

【庁外関係機関】 FAXまたは電話にて申込み

※基幹・地域包括支援センターは、サイボウズによる
書込みメールにて申込み

【問合せ先】

豊田市役所 福祉総合相談課 地域共生担当 石川

電 話 34-6791

FAX 33-2940

令和4年度 高齢者虐待・障がい者虐待対応合同研修

1 研修内容

テーマ： 高齢者虐待、障がい者虐待の垣根をとり、関係機関が地域での虐待対応の連携強化を図るきっかけとなる研修を行う

○ 目 的

高齢者、障がい者の世帯に限らず、8050問題やひきこもり問題など複合課題を抱える世帯は、複合的な問題での虐待ケースの割合が多い。このような世帯へは虐待対応の支援に限らず、複合的な課題に対する世帯全体への総合的な支援が更に重要となってくる。

複合課題を抱える世帯に対して、高齢者虐待、障がい者虐待を対応するそれぞれの関係機関が垣根をとり、地域での虐待対応の連携強化を図るきっかけとする。

○ 日 程 : **令和4年8月15日(月) 午後1時30分～4時30分(予定)**

○ 場 所 : **豊田市役所東庁舎7階 大会議室1, 2**

○ 定 員 : **80名程度**

○ 内 容 : 講 義 : 高齢者虐待、障がい者虐待の基本的な流れ
グループワーク : 事例検討、情報交換 (虐待対応に関係する機関が集まり、情報共有・連携強化を図る)

○ 講 師 : 塚本 鋭裕(つかもと としひろ)氏
・日本社会福祉士会 権利擁護委員会委員・障害者福祉施設サンサン大府 所長

2 対象

① 豊田市役所 職員

福祉総合相談課、高齢福祉課、介護保険課(介護認定調査員を含む)、障がい福祉課等

② 基幹包括支援センター職員、地域包括支援センター職員

③ 介護支援専門員

④ 障がい相談支援事業所

⑤ 医療機関関係者(MSW)

⑥ 成年後見支援センター職員

3 申込方法

【申込み期限】 **令和4年8月5日(金) 午後5時まで**

【庁内関係課】 関係機関は、庁内メールによる周知・庁内メールにて申込み

【庁外関係機関】 F A Xまたは電話にて申込み

※基幹・地域包括支援センターはサイボウズによる書込みメールにて申込み